

消費税率引上げに伴う公共交通運賃(バス)の改定について

国土交通省

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について (平成25年8月1日 物価担当官会議申合せ 一部改正平成30年12月27日)

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒して行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方 (平成31年3月12日 国土交通省)

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求めめる間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ(一部改正 平成30年12月27日)に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

(1) 1円単位運賃導入事業者

- より正確な転嫁を可能とする1円単位運賃を定期外運賃に導入する場合、ICカードの方が現金運賃よりもコストが低く、データ活用等による、よりきめ細やかな輸送サービスの提供が期待できること等を前提に、利用者にとって分かりやすいものとして、ICカード1円単位運賃が常に「現金運賃以下」となることを基本とする。
- バス運賃の端数処理については、ICカード運賃が現金運賃より高くないよう現金運賃の「切り上げ」を認めつつ、事業全体で110/108以内の増収に収まるよう、定期運賃等他の券種により調整。また、バスの現金利用者数の割合が前回税率引上げ時の鉄道並みの割合に下がったこと(前回鉄道約8%)等を踏まえ、利用者にとって分かりやすいものとして、バスについても鉄道方式に統一する。

現行IC	216円	238円
現行現金	220円(216円)	240円(238円)
IC(10銭四捨五入)	220円	242円
現金(切上げ)	220円	242円→ 250円

- ・現金利用が約10%
 - ・定期利用が約20%
- ※首都圏のバス事業者の状況

(2) (1)以外の10円単位運賃事業者

- 従来どおり、定期外・定期等それぞれ「四捨五入」により端数処理を行い、事業全体で110/108以内の増収に収まるよう調整。

バスにおける運賃改定申請概要

	民 営	公 営
事業者	東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者	大阪シティバス及び5大都市の公営事業者
改定率	国際興業 1.849% 関東バス 1.850% 西武バス 1.550% 東急バス 1.845% 京王バス東 1.712% 京浜急行バス 1.778% 小田急バス 1.846% 京成バス 1.849% 東武バスセントラル 1.682%	東京都交通局 1.745% 横浜市交通局 1.830% 名古屋市交通局 1.434% 大阪シティバス 1.272% 京都市交通局 1.801% 神戸市交通局 1.840%
実施予定日	令和元年10月1日	